

## 令和6年度活動計画

### 1. 情勢及び基本方針

食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立を新たな柱とし、農業の持続的な発展や農村の振興を図るため、食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正された。

また、少子高齢化が進展する我が国の20年後を見据えると、基幹的農業従事者数の大幅な減少により生産基盤の脆弱化が懸念され、農地の受け手が確保できない地域では、農村の存続自体が危ぶまれる状況にある。

これらの情勢を踏まえ、国は今後5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしており、そのための新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定が令和7年3月までに予定されている。

さらに、農業経営基盤強化促進法による、農業の将来のあり方と農地利用の目標等を定めた「地域計画」の策定も令和7年3月中に完了させることとなっており、令和6年度は今後の農政や地域農業にとって重要な節目であると言える。

こうしたなか、全国認定農業者協議会は県認定農業者組織、関係機関と連携を図りながら会員相互の研さんや情報交換を深めるとともに、将来の農業を担う重要な役割を背負う認定農業者として、農業政策に対する提案や組織活動の発展に向けた取組を進めることとする。

### 2. 事業計画

#### (1) 会議の開催

##### ①総会

○令和6年度通常総会

開催期日：令和6年7月4日（木）

開催方法：主婦会館への現地参集とWeb会議の併用

##### ②役員会

○第1回

開催期日：令和6年4月18日（木）

開催方法：全国農業会議所分室会議室への現地参集とWEB会議の併用

議 事：①令和5年度活動報告・令和6年度事業計画（案）について

②令和6年度全国農業担い手サミットについて

③要請書について

○第2回

開催期日：令和6年7～8月（要請書提出の状況による）

開催方法：都内会場への現地参集

議 事：要請書の提出について など

### ○第3回

開催期日：令和7年3月6日（木）

開催方法：都内現地参集とWEB会議の併用

議 事：①次年度活動計画 など

※その他、必要に応じて適宜役員会を開催する。

### ③全体会

#### ○全体会

開催期日：令和6年12月中

開催方法：都内現地参集とWeb会議の併用

## （2）政策提案など農政活動の実施

現場での実践を踏まえ、地域農業の担い手としての意欲の喚起、創意工夫を助長するような施策や仕組み等に関する政策提案を市町村・県組織から積み上げ、政府・国会等に提案するなどの農政活動を強化する。

### 農林水産省への要請書提出

開催期日：令和6年7～8月

## （3）認定農業者の組織化推進に向けた『仲間づくり』活動の実施

### ①組織の運営・活動の強化

認定農業者を中心とした経営対策予算の措置に向けて、市町村・都道府県・全国の各組織運営の強化等について引き続き取り組むとともに、他の農業経営者組織との連携を図る。

### ②未組織都道府県の組織化の推進と会員拡大

未組織都道府県の組織化に向け、ブロック単位での働きかけを強化し、未加入組織に対して加入を働きかける。

また、認定農業者組織の強化が急務となることから、未組織都道府県については、積極的な働きかけに加え、出来るかぎり、本会役員または事務局の派遣等のサポートを行う。

さらに市町村段階の組織化についても、県組織役員等が中心となり積極的に関係者に働きかける。

### ③青年部及び女性部の活動強化

各県組織における青年、女性の交流・研鑽を積極的に実施するため、各県域の役員が中心となり、各種研修会や交流会の開催に向けた積極的な働きかけを行う。これに加えて、本会役員または事務局の派遣も含め、必要な支援を行う。

とりわけ、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）の

成果目標において、認定農業者数に占める女性の割合が設定されたことも踏まえ、各県組織における女性部設置等を促進する。

また、各都道府県組織が開催した青年部及び女性部の研修会や交流会については、その経費の一部を助成する。

認定農業者数に占める女性の割合	4.8% (2019年3月)	5.5% (2025年度)
家族経営協定の締結数	58,799件 (2019年度)	70,000件 (2025年度)

【参考】第5次男女共同参画基本計の成果目標（現状と目標値）

#### ④認定農業者の育成・確保に向けた取り組み

自ら農業経営改善計画の達成状況を点検し、さらなる経営発展に努めるとともに、計画的な経営継承の検討・実施に取り組む。

### （4）経営改善に向けた相互研さん・研修活動の実施

#### ①全国農業担い手サミットの開催

佐賀県で開催する「第26回全国農業担い手サミット in さが（令和7年1月22日（水）～23日（木））」の主催者の一員としてサミット実行委員会に参加し、企画・開催する。

#### ②全国農業経営者研究大会等の研修会への参画

第54回全国農業経営者研究大会（令和7年2月5～6日で調整中）に主催者の一員として、県組織の理解・協力を得て積極的に参加する。

#### ③オンラインセミナーの開催

情勢に応じて必要な事項の勉強会を適宜開催する。

#### ④経営者組織との連携強化

農業経営をめぐる情勢変化を踏まえ、農業経営の改善に向けて全国農業経営者協会、全国稲作経営者会議、全国養鶏経営者会議、全国肉用牛経営者会議、農のふれあい交流経営者協会、（公社）日本農業法人協会との連携を強化する。

#### ⑤農業経営者間の利用権交換運動の推進

土地利用型経営のさらなる改善に向けて、稲作経営者会議や農業委員会、農地中間管理機構と連携を図りつつ、農業経営者間で農地の利用権を交換する運動を展開する。具体的には、担い手間で利用権を交換して農地の団地化と畦抜きによる区画拡大を行い、生産コストの低減・省力化を実証するモデル地区の設置に取り組む。

#### ⑥関係団体等との連携強化

（一社）全国農業会議所等関係団体との連携を図り、情報提供活動等の取り組みを強化する。

### （5）国民理解の促進に向けた情報提供活動の実施

全国農業新聞を機関紙として位置づけ、認定農業者組織の活動状況や認定農業者の経営改善事例等を紹介するとともに、生産現場の声を国民に向けて発信し、消費者の農業理解に積極的に取り組むこととする。

#### **(6) 都道府県・ブロック単位の活動強化に向けた支援**

上記(1)～(5)について、さらに効果的に取り組みを進めるため、都道府県及びブロックにおける活動強化の支援に努める。

また、ブロックごとの会議の開催等について支援し、必要に応じて開催等に係る経費の一部を助成する。

#### **(7) 認定農業者に関する各種調査活動の実施**

必要に応じて、認定農業者の状況の把握や経営に役立つ各種調査活動等に取り組む、会員の経営改善に役立つ情報の発信に繋げていくこととする。

### **3. 行動指針に基づいた組織活動の実施**

自らの農業経営の改善に取り組むとともに、互いの経営発展を通じて農業構造をより望ましい方向へ導く「地域農業のけん引役」を果たせるよう、『全国認定農業者協議会行動指針』（以下「行動指針」という。）に基づいた組織的な取り組みを進める。

### **4. 「農業経営発展過程・経営管理モデル」に基づく活動展開**

認定農業者が自ら作成した農業経営改善計画を達成するには、自己経営の現状を明らかにし、経営理念に基づいた経営改善・発展のための課題に“気づくこと”が不可欠である。また、“気づいた課題”を解決するために構築されている認定農業者等への支援策や税制特例等を理解し有効に活用することが求められる。このため、「行動指針」に基づき、認定農業者組織等は農業委員会ネットワーク機構と連携しながら、「農業経営発展過程・経営管理モデル」に対応した活動を展開する。